

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊生環第594号

平成30年5月22日

熊本県迷惑行為等防止条例の解釈及び運用上の留意事項について（通達）

見出しのことについては、「熊本県迷惑行為等防止条例解説」（平成23年4月発行）により解釈を示し、運用してきたところであるが、「熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（平成30年熊本県条例第35号）」が本年7月1日から施行されることに伴い、同解説の改訂を行い、統合OA生活環境課公開キャビネット（「迷惑行為等防止条例」フォルダ内）に掲載したので、各位にあっては遺漏のないようにされたい。

なお、改訂の概要については別紙のとおりである。

熊本県迷惑行為等防止条例解説の改訂概要

1 第3条「卑わいな行為の禁止」の改正

改正熊本県迷惑行為等防止条例が平成30年3月23日に公布され、同年7月1日から施行されることに伴い、所要の改訂を行った。

条例の改正内容は、

- 下着等の撮影のため写真機等を向ける行為・設置する行為を、盗撮行為の類型として条文に明記して規制（第3条第1項第2号）
 - ※ 改正前条例では、解釈上「卑わいな言動」（第3条第1項第4号）に含まれる行為として規制していた。
- 「特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物」における下着等の撮影、撮影するため写真機等を向ける行為・設置する行為の禁止規定を新設（第3条第2項）
- 「通常衣服の全部又は一部を着けないでいる場所に当該状態にいる人」に対するのぞき見、撮影について、場所的要件から「公衆利用性」を削除するとともに場所の例示に「住居」を加え、撮影のため写真機等向ける行為・設置する行為を追加規制（第3条第3項）
- 下着等の撮影（第3条第1項第2号、同条第2項）、衣服を着けていない人の撮影（第3条第3項）について、罰則を強化（第13条）
 - ※ のぞき見、写真機等向ける行為・設置する行為、透かし撮影は、罰則強化の対象外
 - ※ 単純罪 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 常習罪 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

であり、改正内容に応じ、条例の解釈、犯罪事実記載例等の変更及び追加を行った。

2 第6条「つきまとい等の禁止」の改正及び解釈の変更

(1) ストーカー規制法の改正に伴う条例の改正

改正ストーカー規制法が平成29年1月3日から施行されたことに伴い、ストーカー規制法上の「つきまとい行為」を動機面で補完する条例も所要の改正を行った。

条例の改正内容は、

- 「住居等付近をみだりにうろつくこと」の追加規制（第1項第1号）
- SNSメッセージの連続送信を追加規制（第1項第5号、第2項第1号）
- 被害者が開設するブログ等への連続書き込み等を追加規制（第1項第5号、第2項第2号）

○ 性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、電磁的記録が記録された媒体の送付等を追加規制（第1項第8号）であり、改正内容に応じ、条例の解釈、犯罪事実記載例等の変更及び追加を行った。

(2) 「号またぎ」の解釈変更

ア ストーカー規制法の解釈の変更

条例は、第6条で反復した「つきまとい」等を禁止しており、規制対象行為として、

第1号 つきまとい、待ち伏せ、進路への立ちふさがり、住居付近における見張り、住居への押し掛け等

第2号 行動を監視していることを告げること

第3号 面会等義務無き行為の要求

第4号 著しく粗野又は乱暴な言動

第5号 無言電話、連続電話等

第6号 汚物、動物の死体等の送付

第7号 名誉を害する事項を告げること

第8号 性的羞恥心を害する事項の告知等

を規定している。

これまでの解釈では、同一号内の反復行為は規制できるが、各号に該当する行為は単独であって、異なる号にまたがる行為を反復して行った場合、いわゆる「号またぎ」行為は規制の対象とはならないとしていた。

条例第6条はストーカー規制法の補完的規定であり、この条例の解釈は、ストーカー規制法第2条第1項第1号から第8号までの「つきまとい等行為」が同一号内で反復して行われた場合に「ストーカー行為」が成立するという法制定当時の解釈を引用したものであった。

しかし、平成16年10月20日、東京高裁において、

法の趣旨やストーカー行為の特質を考慮すると、法第2条第1項各号の行為が全体として反復していれば、各号の行為が反復していなくても、ストーカー行為の要件は満たされると解するべきである

とする「号またぎ」を認める判決が出され、警察庁は、平成17年11月、同判決及び女性に対する暴力に係る厳正な取締りを求める国民感情の高まりを踏まえ、号をまたいで反復された行為もストーカー行為とすると解釈を変更した。

イ 全国の迷惑防止条例の解釈変更

ストーカー規制法の解釈変更を機に、各都道府県警察も迷惑行為防止条例の解釈を修正し、現在、「号またぎ」を消極に解している県は、つきまとい行為の禁止規定がない9県を除くと、本県を含めて4県（福島、埼玉、広島）のみと

なっていた。

ウ 本県での「号またぎ」行為の検挙

本県では、「号またぎ」の解釈を変更していなかったが、上記警察庁の解釈変更を受け、平成26年、熊本東警察署及び本部生活安全企画課女性子ども安全対策班が「号またぎ」の行為者を本条例違反で通常逮捕しており、熊本地方裁判所において懲役1年2ヶ月の実刑判決が出され、確定している。

※ 被告人は、同一被害者に対する名誉毀損で執行猶予中であつたため、条例の法定刑を超える懲役刑となっている。

以上の経緯を踏まえ、現状での解釈では、事犯の内容によっては、県民の平穏な生活を保持するという条例の目的を達成することが困難なことから、「号またぎ」規制を積極的に解するよう解釈を変更した。

3 被害者不詳に対する卑わいな行為に関する解釈の変更

第3条は公共の場所等における卑わいな行為を禁止しているが、これまでの逐条解説では、「被害者が特定されていることが必要である」としていた。

この解釈を定めた平成18年当時は、被害者の特定について「人定事項の特定」を要するとしていたものであるが、盗撮等の卑わいな行為の被害者は被害を認識していないことが多く、このような行為を看過すれば、強姦等の重大性犯罪にエスカレートする可能性があり、多発する性犯罪に的確に対処するため、被害者の特定は、人定事項の特定に至らなくとも、目撃者の供述や防犯カメラ映像の確認結果、撮影された画像、被疑者の供述等を総合的に勘案し、「実在する人であることを疎明すること」という解釈に変更した。

なお、これまでも、本県で被害者不詳の盗撮事件を検挙し、有罪が確定している事例が複数（平成26年6月27日熊本簡裁罰金30万円、熊本東警察署送致事件他）ある。

4 第8条の改正

平成28年6月23日、風営適正化法の改正（ぱちんこ店等遊技場が7号営業から4号営業へ）に伴い、風営適正化法の風俗営業種別を引用する本条例第8条「景品買いの禁止」が改正となったことから、逐条解説中の第8条条文も修正した。

5 犯罪事実記載例の修正

条例の改正及び解釈の変更に対応した犯罪事実記載例に修正した。

6 罪数関係

逐条解説中、各条の解説に「本条と既存法令との関係」という項目を設けている

が、本条例違反と競合する既存法令には改正されているものがあるため、現行法令に合致するよう修正した。

7 その他語句の調整及び誤字の訂正